

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

当組合としても、危険物施設への立入検査等、各種事業を展開し、危険物に対する保安体制の整備促進を図ります。

令和元年度危険物安全週間

令和元年6月2日（日）から6月8日（土）までの7日間



身の回りにも、危険物の入った製品が多く存在します。

ガソリンや灯油のほか、マニキュア、除光液、消毒用アルコール、ヘアスプレー、塗料（ペンキ）、ラッカーシンナーなどが該当します。

危険物は揮発しやすく、引火しやすいため、適切な取り扱いを心掛けましょう。

伊達地方消防組合消防本部